

新型コロナウイルス ワクチン接種を進めています

●問い合わせ 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787

65歳以上の人のワクチン接種には、約8,000人の該当者に対して、現時点で約5,800人が予約しています。今月中旬より受付を開始する第3期の予約枠2,400人分で、希望する全ての人々が接種できる見込みです。今後の接種順位は、まず65歳未満の基礎疾患を有する人とし、その後はワクチンの供給数に応じて年齢層を区切りながら、順次案内します。

6月から土日の集団接種を行います (町生涯学習センター)

医療機関での接種と同様に、コールセンターや専用サイトで予約を受け付けます。

予約開始日	供給数	接種日
【1回目接種分のみ】 6月7日(月) 午前9時～	1日当たり 約60人分	6月19日(土)、20日(日) 午後2時～

※今後は3週間ごとの土日に集団接種を行います。
次回は7月10日(土)、11日(日)です。

WEB予約ができない人には、町老人福祉センターで予約操作の説明を行います。どうしても支援が必要な人のみご利用ください。

【1回目接種分】
6月14日(月)正午～午後5時
【2回目接種分】
6月16日(水)午前9時～午後5時

3期目の予約と接種スケジュール

混雑緩和のため、1回目接種と2回目接種(前回1回目を予約した人)の予約開始日をずらしています。2回目接種分は全員のワクチンが準備できているので、慌てずに予約してください。

	予約開始日	供給数	接種日
3期	1回目接種分 6月14日(月)正午～ ※2回目接種の予約は7月上旬に受付を開始予定の第四期の予約枠で受け付けます。	約2,400人分	7月5日(月)～24日(土)
	2回目接種分 6月16日(水)午前9時～ ※対象者は第二期以前の受付枠で予約済の7月3日(土)までに1回目の接種を終える人です。	約2,400人分	

●基礎疾患を持つ人へ

かかりつけの医療機関から早期のワクチン接種を勧められている人など、基礎疾患を持つ人には先行して接種予約券を発送します。事前に申請をお願いします。

●対象となる基礎疾患

- 慢性の呼吸器の病気、心臓病(高血圧を含む)、腎臓病、肝臓病(脂肪肝や慢性肝炎を除く)
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病や他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
 - 免疫の機能が低下する病気
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障がいなど)
 - 染色体異常
 - 重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態)
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合など)や知的障がい(療育手帳を所持している場合)
 - 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の人
- ※他にも対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 申請期間 随時(土日祝日を除く午前9時～午後5時)
- 申請先 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787

- 接種券到着時期 申請後、随時郵送にて発行
- 接種時期 接種券が到着次第、第3期以降の接種枠で予約できます。
※ワクチンの供給数により変更になる場合があります。
※基礎疾患を有している人で、かかりつけ医が町外にいる人は申請後にかかりつけ医に相談してください。

●キャンセル時の対応

接種当日のキャンセルや体調不良で接種ができず、ワクチンが余ることが想定されます。また、ワクチンは使用期限があり、すぐに別の接種者が見つからなければ、廃棄しなければなりません。

そこで、町では新型コロナウイルスワクチン接種におけるキャンセル時の対応要項を定め、ワクチンの無駄が出ないように接種を進めていきます。

- 個別接種(医療機関での接種)のキャンセルが出た場合
各医療機関で65歳以上の未接種者(かかりつけの患者の人など)を探し、接種を行います。対象者が見つからない場合は、町が別途定める優先対応基準に沿って、町保健師などから順次キャンセル枠での接種を行います(詳細は町ホームページでご確認ください)。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ 減免や納付を猶予する制度があります

国民健康保険税・介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などへの減免制度があります。対象となるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期分です。

●対象

- 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれる場合
- 【国民健康保険税】 次の①～③のすべてに該当する場合
【介護保険料】 次の①と③に該当する場合
- ①事業収入等の減少額が前年の当該事業収入の10分の3以上であること(減少額は保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額)
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ③減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が、400万円以下であること

※納付が困難になった場合は、猶予される場合があるのでご相談ください。

●問い合わせ

【国民健康保険税】 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117
【介護保険料】 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

町税の納付が困難な場合の猶予制度

町県民税、固定資産税、軽自動車税や国民健康保険税などの町税の納付について、次の項目に該当する場合やその他の理由により、一時に納付することが困難なときは、法令の規定に基づき納付の猶予を受けられる場合があります。

- ・納税義務者本人や家族が病気にかかった場合
 - ・事業を廃止、または休止した場合
 - ・事業に著しい損失を受けた場合
- ※納付の猶予などの相談や申請は、納期限前に税務課管理係までご連絡ください。

●問い合わせ

役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

●2回目接種の予約は済んでいますか？

ワクチンの効果を最大化するには2回の接種が必要です。2回目の予約を忘れずをお願いします。2回目の接種は、おおむね3週間後が推奨されており、例えば1回目を6月14日(月)に予約済みの人は、7月5日(月)が2回目接種日の目安です。

※1回目接種を予約した直後に2回目接種の予約はできません。2期で1回目を予約した人は3期の受付期間中に、2回目の予約を行ってください。

●予約方法

(町から郵送している接種券を用意してください)

大津町専用予約サイト【推奨】

<https://vaccine-yoyaku.jp/ozu/>
(24時間WEB受付)



大津町ワクチン接種コールセンター

(平日午前9時～午後5時)

☎0570(666)312

※特に予約初日から翌日にかけて、コールセンターはつながりにくくなるのが予想されます。操作可能な人は専用予約サイトを利用ください。また、家族や近所の人での支援・助け合いにご協力ください。

●65歳未満の人の接種券発送

まず、7月上旬に55歳以上65歳未満の人と18歳の人(計約4,500人)を対象に接種券の発送を予定しています。その後は国からのワクチン供給数に応じて年齢別に案内をします。

なお、町では高校生の対象者(16～18歳)には夏休み期間でのワクチン接種ができるように配慮していますので、ご理解をお願いします。16歳と17歳の人には次回以降に郵送予定です。

詳細が分かりましたら広報7月号でお知らせします。

●継続して感染拡大防止をお願いします

新型コロナウイルス感染症の第4波が到来し、県でも過去最大の感染者数を確認しています。ワクチンの接種とともに感染の予防が大切です。3密を避け、マスクの着用など感染予防の継続をお願いします。ワクチンを接種した人も継続して感染予防をお願いします。

